

令和6年度 会計年度任用職員募集中

嘉手納町役場で



一緒に働いてみませんか？

応募受付期間(期間を過ぎても応募できます)

令和5年12月11日(月)～令和6年3月8日(金)

午前8時30分～午後5時15分

昼食時間(午後12時～午後1時)土日祝日は担当不在のため受付できません

応募方法は？

次の書類を嘉手納町役場 2階総務課に持参するか、郵送で提出してください。

①履歴書

(嘉手納町役場 HP からダウンロードまたは嘉手納町役場総務課に準備しています)

②資格を証明する書類の写し

(資格を要する職種の場合:保健師、社会福祉士、栄養士、保育士、幼稚園教諭、図書館司書等)

提出いただいた履歴書等は、有効期間(令和7年3月31日)が過ぎたら破棄します。

①

履歴書を提出して応募する

②

各課で必要な業務が発生した場合、各課担当者から面接等の連絡が来る

③

面接

④

合否の連絡

希望職種の申込者が多数の場合や勤務条件が合わないなどの理由で、面接連絡がないこともあります。

勤務時間や待遇は？

主な一般事務職の例

報酬

①基本給(職種により異なる)月額給は当月21日、日額・時給の場合は翌月10日支給
②通勤手当(片道2km以上) ③賞与(採用される期間、勤務時間によっては無)
④時間外手当 ⑤特殊勤務手当 ⑥休日勤務手当

勤務時間

8時30分～17時15分までの間で基本8時間(休憩1時間含)

休日

土曜日・日曜日・祝日・慰霊の日・12月29日～1月3日の年末年始

休暇

有給休暇(最大20日)病気休暇(最大10日)その他休暇あり

各種保険

健康保険、厚生年金、雇用保険、労災あり

所属される課や、職種によって異なりますので、詳細は面接時等にご確認ください

お問い合わせ先及び応募書類提出場所

(※昼食時間(午後12時～午後1時)土日祝日は担当不在です)

〒904-0293 沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納588番地 2階

嘉手納町役場 総務課 人事係 (TEL 098-956-1111 内線 221・222)

E-mail: jinji@town.kadena.okinawa.jp

応募できる職種一覧

1	定型的な事務員・事務補助員	2	社会教育指導員	3	放課後児童クラブ補助員
4	幼稚園補助員	5	教育サポーター	6	生徒指導支援員
7	図書館司書補助員	8	診療報酬明細書点検事務員	9	国民健康保険納付指導員
10	後期高齢者医療納付指導員	11	町税納付指導員	12	町税相続人調査員
13	学校事務員	14	町史業務員	15	手話通訳者
16	教育サポーター（有資格者）	17	学校図書司書	18	パソコン指導員
19	図書館司書	20	教育相談員	21	適応指導教室指導員
22	文化財業務員	23	図書館長	24	青少年センター長
25	町長専用車運転手	26	マイクロバス運転手等業務員	27	秘書（町長及び副町長）
28	保健師	29	社会福祉士	30	精神保健福祉士
31	管理栄養士	32	看護師	33	認定心理士
34	栄養士	35	社会福祉主事	36	保育士
37	幼稚園教諭	38	幼稚園特別支援員	39	放課後児童支援員
40	介護支援専門員	41	主任介護支援専門員	42	学習支援員
43	英語指導員	44	英会話指導員	45	外語塾教頭
46	公認心理士	47	臨床心理士	48	臨床発達心理士
49	土木技術員	50	建築技術員	51	用地技術員
52	プール管理人	53	プール監視員	54	清掃員
55	清掃員	56	除草作業員		

応募するまえにご確認ください

嘉手納町役場で働くときに守らないといけないこと

- ①サービスの宣誓 ②信用失墜行為の禁止 ③秘密を守る義務 ④職務に専念する義務 ⑤政治的行為の制限
⑥争議行為等の禁止 ⑦営利企業への従事等の制限（副業をする方は届出が必要です）

このような方は応募できません

- ①禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
②嘉手納町において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
③日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者